

令和 8 年度大阪市家事・育児訪問支援事業業務委託(単価契約)仕様書

1 事業目的

子育てに対して不安や負担を抱えている要支援家庭等やヤングケアラーのいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事・育児を支援する。その後、支援の進捗管理を行い、既存の福祉サービスにつなげることで、虐待リスク等の高まりを未然に防止し、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーの負担軽減を図る。

2 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3 支援対象者

訪問支援員を派遣する日時点において、大阪市内に居住する、18 歳に達する日以降における最初の 3 月 31 日が到来する前の者（以下「児童」という。）がいる次のいずれかに該当する家庭のうち、居住する行政区を管轄する区保健福祉センター所長（以下、「区保健福祉センター所長」という。）が、支援が必要と判断した家庭とする。

- (1) 家事や育児に対し不安・負担を抱えた要保護、要支援家庭
- (2) ヤングケアラーが過度な家事や育児等家族のケアを担っている家庭
- (3) その他、区保健福祉センター所長が特に支援が必要と認める家庭

前記の家庭において、訪問支援員を派遣する日時点において 18 歳に達しており、かつ児童に対して民法第 877 条第 1 項に基づく扶養義務を負う者等を保護者とする。

4 業務内容

- (1) 区保健福祉センター所長からの派遣依頼に基づき訪問支援員を派遣し、以下の支援を行う。

ア 家事支援

（食事の準備及び後片付け、衣類の洗濯、居室等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、その他日常的に行う必要がある家事支援）

イ 育児支援

（授乳・食事の介助、おむつ交換、沐浴介助、保育所等の送迎支援、その他日常的に行う必要がある育児支援）

なお、保護者不在の居宅における支援は行わない。保育所等の送迎支援については原則として保護者同行とする。ただし、区保健福祉センター所長が送迎支援の必要性を認め、受託事業者及び保護者双方が合意した場合に限り、保護者が同行できない場合でもこれを可とする。また、保育所等の送迎支援は、徒歩、自転

(案)

車または鉄道およびバスを含む公共交通機関により行い、自家用車、バイクは使用しないこと。

(2) (1) に付随する以下の業務

- ア 支援対象者へ派遣日程調整及び派遣日当日の事前連絡
- イ 支援対象者の居住する区保健福祉センター（子育て支援室）との連絡・調整
- ウ 履行確認書、支援内容報告書の作成
- エ 月別実績報告書の作成及び委託料請求事務
- オ 支援対象者からの問合せへの対応
- カ 支援がキャンセルとなった場合の区保健福祉センター（子育て支援室）への状況報告
- キ 本市が指定する研修等の受講

(3) 区保健福祉センター所長からの要請に応じ、支援計画を検討する会議等（個別ケース検討会議等）への出席

5 業務委託区域

受託事業者が訪問支援員の派遣が可能な行政区とする。

6 支援内容及び区域の届出

本事業の契約締結にあたり、受託事業者は対応可能な支援内容及び対応可能な区域等を「令和 8 年度大阪市家事・育児訪問支援事業受託事業者登録届出書」（様式 1）により担当課へ提出すること。

また、契約締結後にその届出内容に変更が生じる場合については、事前に「令和 8 年度大阪市家事・育児訪問支援事業受託事業者登録変更届出書」（様式 2）を担当課へ提出すること。

7 事業開始の届出

本事業は社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業であることから、大阪市子育て世帯訪問支援事業の届出に関する要綱に基づき、事業開始届等を市長に届け出なければならない。

8 訪問支援員の派遣

(1) 派遣日及び時間帯

月曜日から土曜日の 8 時から 20 時までの内、訪問支援員を派遣可能な時間。

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

前項の規定以外の日及び時間帯については、受託事業者と保護者双方で合意した場合は区保健福祉センター所長に報告した上で、支援を行うことを可能とする。

(2) 派遣期間及び時間数

原則として、1週間に2時間以内、1回の支援時間は30分以上とする。なお、派遣期間は開始日から3か月以内とし、支援期間の終了後も支援が必要であると区保健福祉センター所長が認める場合は、3か月ごとに延長を行うことができる。

9 支援対象者の利用料

事業者は支援対象者に対して、いかなる名目によるか問わず金銭を要求しないこと。ただし、買い物代行の支援及び保育所等の送迎支援の実施にあたっては、その買い物の実費額及び保育所等の送迎に係る支援対象者の交通費については、支援対象者が負担する。

10 委託料

事業者は支援を実施した翌月の10日までに（3月分については業務完了後速やかに）、こども青少年局へ支援内容報告書・月別実績報告書を提出すること。市は、（1）（2）（3）（4）を支払う。（派遣時間の算定については「11 派遣時間の算定」に記載のとおり。）

（1）訪問支援を実施した場合

ア 訪問支援員の派遣に係る派遣料（1時間あたり） 3,500 円

イ 訪問支援員の派遣に係る交通費相当（1回あたり） 820 円

アにおいては月単位の総派遣時間数に1時間あたり3,500円を乗じて得た金額とする。ただし、1時間未満については15分あたり875円の換算とし、15分未満の端数はこれを切り上げる。また、イについては実際に派遣された回数に応じて1回あたり820円を積算する。

（2）支援対象者の都合により派遣日当日に中止した場合のキャンセル料

（1）と同額

派遣日当日に、支援対象者からの申し出により中止になった場合のみとし、前日までの調整において、予定していた派遣計画の時間数から算定する。

（3）事務・管理費（1世帯・1か月あたり） 5,000 円

区保健福祉センター所長が支援決定を行っている期間において、（1）又は（2）の委託料が発生する月に対して支給する。なお、区保健福祉センター所長の指示により支援調整を行っていたが、開始に至らなかった場合も当該月分を支給する。費用には、訪問支援員派遣に係る事業者が負担する保険料や事務費（区保健福祉センターとの打合せやケース会議等の出席に係る経費を含む）、事業に必要な費用の一切が含まれる。

（4）本市が指定する研修等の受講に係る交通費相当（1回あたり） 820 円

11 派遣時間の算定

訪問支援員の派遣時間については、支援対象者の居宅に到着した時から退去する時までとする。訪問支援員が居宅訪問時の前後に保育所等の送迎支援等をした場

合は、居宅外での支援時間及び保育所等と居宅間の移動時間も派遣時間に含む。

なお、予定していた派遣計画の時間数にかかわらず実際に派遣に要した時間を派遣時間とする。

12 体制の確保

- (1) 事業者は本事業の実施に、心身ともに健康で支援を適切に実行する能力を有する訪問支援員を確保すること。
- (2) 派遣の実施にあたって区保健福祉センター（子育て支援室）と連絡調整を行うための事業責任者を1名以上配置すること。

13 事業実施に関する事項

- (1) 支援の際、訪問支援員は受託事業者が発行する身分証明書を携行し、求められた場合は、必ず提示しなければならない。
- (2) 受託事業者はこども青少年局が実施する本事業に関する研修への参加及び訪問支援員に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。さらに、さまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。また研修後はこども青少年局に研修実施報告書を提出すること。
- (3) 受託事業者は訪問支援員の健康管理に努めること。
- (4) 訪問支援員は常に支援対象者の安全の確保と事故防止に十分留意し、万一不測の事態が生じた場合は、直ちに適切な処置を行うとともに速やかに事業責任者が区保健福祉センター（子育て支援室）に報告すること。
- (5) 訪問支援員の急病等により、訪問支援員の派遣が困難な場合は、代替の訪問支援員を派遣するなど、支援対象者に不利益を生じさせないようにすること。
- (6) 事業者は、責任をもって支援をおこない、支援対象者から問い合わせや苦情等があったときは、誠意をもって迅速かつ適切に対応すること。
- (7) 本業務を実施するにあたり、事業者は支援対象者、支援対象者の家族及びこれらの管理・所有する財物等に与えた損害を補償するための傷害保険・賠償責任保険等に参加し、当該保険証券等の写し等をこども青少年局に提出しなければならない。
- (8) 事業者は、本事業に係るアンケートや調査の実施について協力すること。
- (9) 事業者は、訪問支援員に次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。
 - ア 感染予防対策をしたうえで、清潔で活動しやすい服装で業務を遂行すること。
 - イ 常に支援対象者の安全の確保及び事故防止に配慮し、業務に対して誠実な対応を心がけること。
 - ウ 業務の遂行にあたっては、本事業の主旨をふまえ、「介護保険法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する

事業とは別であることを認識し、混同することが無いよう留意すること。

- エ 本業務は大阪市の委託事業であることを念頭に置き、業務の遂行にあたって受託者の行う本業務以外の業務又は事業の宣伝を行い、利用者を誘導してはならない。

14 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修後は、「令和8年度障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（様式3）にて本市に報告書を提出すること。

15 帳票類の整備等

- (1) 事業の適正な実施を確保するため、支援に関する記録及びその他必要と認める帳票類を整備しなければならない。
- (2) 事業者は、区保健福祉センター（子育て支援室）及びこども青少年局からの受託業務についての調査や求められた事項の報告に応じなければならない。

16 事故及び損害の責任

業務により生じた事故及び損害については、本市に故意または重過失のない限り受託事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。業務により生じた事故等について、速やかに区保健福祉センター所長へ連絡し書面で大阪市こども青少年局長へ報告しなければならない。

17 個人情報の取扱いに関する事項

事業者は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び本市関連規程を遵守すること。

18 再委託

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 「4 業務内容」に記載した業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面

(案)

により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

19 担当課

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（児童支援対策グループ）

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 2 階

電話：06-6208-8032

電子メール：fb0136@city.osaka.lg.jp

(案)

(様式 1)

令和 年 月 日

令和 8 年度「大阪市家事・育児訪問支援事業」受託事業者登録届出書

法人住所	〒
法人名	
代表者氏名	(肩書)

令和 8 年度「大阪市家事・育児訪問支援事業」受託事業者として、以下のとおり登録します。

■対応可能な支援内容

家事支援のみ ・ 育児支援のみ ・ 家事・育児支援の両方

■対応可能な区域

北 区 ・ 都島区 ・ 福島区 ・ 此花区 ・ 中央区
西 区 ・ 港 区 ・ 大正区 ・ 天王寺区 ・ 浪速区
西淀川区 ・ 淀川区 ・ 東淀川区 ・ 東成区 ・ 生野区
旭 区 ・ 城東区 ・ 鶴見区 ・ 阿倍野区 ・ 住之江区
住吉区 ・ 東住吉区 ・ 平野区 ・ 西成区 ・ 市内全域

■特記事項（支援内容・対応可能区域等で特記すべき内容）

--

(案)

(様式2)

令和 年 月 日

令和8年度「大阪市家事・育児訪問支援事業」受託事業者登録変更届出書

法人住所	〒
法人名	
代表者氏名	(肩書)

令和8年度「大阪市家事・育児訪問支援事業」受託事業者として、以下のとおり登録内容を変更します。

■対応可能な支援内容

【変更前】	家事支援のみ ・ 育児支援のみ ・ 家事・育児支援の両方
↓	
【変更後】	家事支援のみ ・ 育児支援のみ ・ 家事・育児支援の両方

■対応可能な区域

【変更前】
北 区 ・ 都島区 ・ 福島区 ・ 此花区 ・ 中央区
西 区 ・ 港 区 ・ 大正区 ・ 天王寺区 ・ 浪速区
西淀川区 ・ 淀川区 ・ 東淀川区 ・ 東成区 ・ 生野区
旭 区 ・ 城東区 ・ 鶴見区 ・ 阿倍野区 ・ 住之江区
住吉区 ・ 東住吉区 ・ 平野区 ・ 西成区 ・ 市内全域
↓
【変更後】
北 区 ・ 都島区 ・ 福島区 ・ 此花区 ・ 中央区
西 区 ・ 港 区 ・ 大正区 ・ 天王寺区 ・ 浪速区
西淀川区 ・ 淀川区 ・ 東淀川区 ・ 東成区 ・ 生野区
旭 区 ・ 城東区 ・ 鶴見区 ・ 阿倍野区 ・ 住之江区
住吉区 ・ 住吉区 ・ 平野区 ・ 西成区 ・ 市内全域

■特記事項（支援内容・対応可能区域等で特記すべき内容）

【変更前】
↓
【変更後】

(案)

(様式3)

令和 年 月 日

令和8年度障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る
研修実施報告書

1. 事業者名等

法人名	
家事・育児訪問支援事業 事業責任者	
連絡先	

2. 研修内容

研修実施日	講師・研修方法等	時間（分）	受講人数